教皇庁諸宗教対話評議会·福音宣教省

「対話と宣言」 抜萃

諸宗教間の対話とイエス・キリストの福音の宣言をめぐる若干の考察と指針 1991 年

対話と宣言の現代的意義

4. 対話と宣言の関係が検討に値する重要な問題であるとする種々の理由のなかから、次のようなものをあげることができる。

現代世界の多元性

1. 敏速な通信と民族の流動性と相互依存を特徴とする現代世界には、人類の宗教的 多元性についての新しい意識がみられる。諸宗教はただ存在している、または、 ただ生き残っているだけではなく、場合によって復興の明白な証拠を示してい る。これらの宗教は今でも何百万の信奉者の生活に影響を及ぼし、それに活力を 与えている。諸宗教の共存という現代的コンテキストのなかで、諸宗教の伝統が 果たしている重要な役割を見逃すことはできない。

対話に対するためらい

2. 第二バチカン公会議が望んでいたキリスト者と他の宗教的伝統の信奉者との宗教 対話は、徐々にしか埋解され始めていない。ある地方では、人々はそれを実行することを躊躇し続けている。それぞれの国の事情は大いに異なっており、それは キリスト者の数や同じ地方でみられる他の宗教のいかんや、文化的、社会的、政治的な諸要因のいかんなどによることである。間題をいっそう深く検討すること は、対話を推進するために役立つだろうと思われる。

引き起こされる問題

- 3. 対話の実践は多くの人の心に問題を引き起こす。今日の教会の使命においては、対話が端的に宣言に取って代わるべきであると、誤って考えているようにみえる人々がいる。また反対の極端として、ある人々は諸宗教間の対話の意味に気づいていない。さらに他の人々は、当惑して次のように質問する。諸宗教間の対話がそれほど重要なものとなったならば、福音の宣言は緊急課題ではなくなったのだろうか。人々を教会共同体に加入させるための努力は二次的なこと、あるいは余計なことにさえなったのだろうか。したがって、教理的かつ司牧的な指導が必要となっており、本文書はそのために貢献しようとする。しかし、それに関連して起こってくる多くの複雑な問題に完全な答えを与えようとするのではない。(・・・以後省略)
- 7. (前略)さて、先へ進む前に、本文書で用いられる用語の意味を明らかにしておくことは有益であろう。

福音宣教

8. 「福音宣教の使命」(evangelizing mission) あるいはもっと簡単に「福音宣教」 (evangelization)は、教会の使命を全体的に意味している。教皇パウロ 6 世の使徒的動告 『福音宣教』において、福音宣教という語はさまざまの仕方で用いられている。それは、「福音を人間存在のすべての領域にもたらし、その力によって人間存在を内部から改めさせ、新しいものにする」ことを意味するものである。したがって、教会は福音宣教によって、「自らの宣言するメッセージの神的な力だけで、人々の個人的意識と社会的意識の両者、彼らの参加する諸活動、彼らの生活様式、彼らの生きている具体的環境を変えようとするのである」。教会は自らの福音宣教の使命を種々の活動をとおして果たすのである。だから、福音宣教の概念は広い意味をもつものとなる。しかしながら同じ文書のなかで、福音宣教はまたもっと狭い意味で、「何の暖味さもなしに主イエスを明白に宣言する」ことを意味するものとしても用いられている。この勧告は、「この宣言一ケリグマ、説教、カテケシス一は、しばしば福宣教と同義語として用いられるほど、福音宣教においてきわめ重要な位置を占めるものである。しかし、実際にそれは福音宣教の一面にすぎない」と言明している。

本文書では、「福音宣教の便命」は広い意味での福音宣教を表すものとして用いられ、もっと狭い意味を表すものとしては「宣言」(proclamation)が用いられる。

対話

9. 対話と一は、さまざまの意味で理解されうる語である。まず、第一に単なる人間的なレベルにおいては、それは共通の目的のため、またはいっそう深いレベルで行われる個人と個人との間の交わりのための、相互のコミュニケーションを意味する。第二に、対話は教会の福音宣教の使命を遂行するために行われるあらゆる活動に浸透する、あるいは浸透しなければならない尊敬と友情の姿勢を意味することができる。このことは適切に「対話の精神」と呼ばれうる。第三に、諸宗教の共存というコンテキストのなかで、対話は真理を求め、自由を尊重して、「互いを理解し豊かにするために行われる、他宗教の信者個人や信者共同体とのあらゆる積極的で建設的な関係」を意味する。それは二つのこと、すなわち、あかしとそれぞれの宗教的確信の探究とを含むのである。本文書は、教会の福音宣教の使命の本質的な一要素をさすために、対話という語をこの第三の意味で用いる。

宣言

10. 宣言とは福音、すなわち、神がイエス・キリストにおいて聖霊の力によって、すべての人間のために実現した救いの神秘を伝達することである。それは、信仰をもって自分をイエス・キリストに委託するための招き、信者の共同体である教会に洗礼によって入るための招きである。この宣言は、聖霊降臨の日のように荘厳で公のもの(使徒言行録 2:5—41 参照)、または、簡単に行われる個人的な会話でありうる(使徒言行録 8:30—38 参照)。それは当然、この信仰を深めることを目的とする要理教育(カテケシス)に導く。宣言は福音宣教の基礎であり、中心であり、また頂点である。

回心

11. 回心 (conversion) の意味には常に、神に向かう一般的な動き、すなわち「自分の生活を惜しみなくよりよく神に従わせようとして、謙虚に悔い改める心の、神に帰っていく動き」が含まれる。もっと狭い意味では、回心は自分の宗教を変えること、とくにキリスト教に改宗することをさすことがある。本文書でこの語が用いられるとき、いかなる意味で用いられているかは、文脈によって明らかになるであろう。

宗教的伝統への正しい評価

14. 他宗教の伝統に関する正しい評価は、普通、それらとの密接な接触を前提とする。それは当然のこととして、理論的知識のほかに、それらの伝統の信奉者との宗教的対話の実際的経験を含んでいる。しかしながら、少なくとも一般的なかたちで行われたそれらの伝統に関する神学的に正しい批判が、常に宗教的対話の必須条件であることもまた事実である。霊的、人間的価値がそのなかに秘められているのだから、きわめて敏感な感覚でそれらの伝統に接しなければならない。それらの伝統は、何世紀にもわたって「人間存在の難解なもろもろ謎」の回答を見いだそうとしてなされてきた努力を示すものとなり、何百万人の信奉者の宗教的体験や期待を表現するものとなってきており、今でもそうしているのだから、わたしたちの尊敬に値するものである。

第二バチカン公会議による積極的評価

15. 第二バチカン公会議は、このような積極的な評価への道を示した。公会議が断一言することの厳正な意味を、慎重かつ正確に明らかにすることが必要である。公会議は、イエス・キリストによる救いが神秘的な仕方ですべての善意の人に提示されているものである、という伝統的な教えをもう一度言明している。第二バチカン公会議におけるこの根本的確信の明白な一表現は、『現代世界憲章』に見いだされる。公会議は、新しいアダムであるキリストが、その受肉と死と復活の神秘によって、人間を内面的に刷新させようとして、すべての人のうちに働いていると教えている。「これは、キリスト者ばかりでなく、その心のなかの恩恵が目に見えない方法で働いているすべての善意の人についてもいえることである。実際、キリストは皆のために死んだのであり、人間の究極の召命は本当に唯一のもので、神的なものである。だから、聖霊が神だけが知っている方法で、(キリストの)過越の神秘にあずかる可能性をすべての人に与えると考えなければならない」。

宗教的伝統にみられる神の恵みの働き

16. 公会議はさらにふみこんでいく。『諸宗教宣言』は、幾人かの初代教父のものの見方 ――および彼らの用語――を自分のものとして用いて、それらの伝統に現存する「すべての 人間を照らすあの真理の光線」について語る。また、『教会の宣教活動に関する教令』は、 「みことばの種子」の現存を認め、「寛大な神が諸民族に分け与えた富」に対する注意を 促す。さらに、『教会憲章』は、「人々の心や考えのなか」だけではなく、「各国民固有の 祭儀や文化のなかに」も、「まかれたものとして見いだされる」よいものに言及する。

聖霊の働き

17. 他宗教の信者である個人の宗教的生活にだけではなく、彼らが属している宗教的伝統そのものにも、公会議が積極的な価値の存在を公に承認していることを示すためには、上述の、わずかな引用だけでも十分である。公会議は、これらの価値がみことばをとおして働く神自身の現存に、また、霊の普遍的な働きによるとする。「疑いなく聖霊は、イエスが栄光を受ける以前にも、世に働いていた」と『宣教教令』は断言している。だから、以上のことに基づいて、どうしてこれらの要素が、福音の準備として神の救済の営みに摂理的役割を果たしたか、また、今でもなお果たしているかを知ることができる。教会はそれを認めて、「対話と協力」に従事するように促される。そしてその信者たちに向かって、「常にキリスト教の信仰とその生活のあかしをたてながら、彼ら(他の宗教の信奉者)の間に見いだされる霊的、道徳的、社会的、文化的価値を認め、保護し、奨励するよう勧告する」のである。

教会の宣教活動の役割

18. 他の諸宗教に見いだされるこれらの要素をキリストにおいて完成させるために、教会の宣教活動が必要であることに公会議が気づいていないわけではない。公会議はきわめて明白に次のように断言している。「宣教活動は、神のひそかな現存の一種として諸民族に見いだされるいかなる真理や恩恵を、あらゆる悪の感染から解放して、その源であるキリスト、すなわち、悪魔の支配をくつがえし、種々の悪徳を遠ざけるキリストのもとへ戻す。こうして、人々の心と精神に、また諸国民の固有の儀式や文化に見いだされるいかなる善も滅びるどころか、神の栄光のため、また、悪魔の辱めと人間の幸福のために矯正され、高められ、完成される」。

神による救いの歴史

19 神が世界創造の初めからすべての民族と契約を結んだことを旧約聖書は証言している (創世記 1~11 章)。それは、全人類のために唯一の救済史しか存在しないことを示している。「神に従う人」(創世記 6:9)であったノアとの契約は、神が諸民族の歴史に介入することを象徴的に示すものである。新約聖書は、旧約聖書に登場するイスラエル人ではない 幾人かの人々をこの救済史に属する者とみなしている。アベルとエノクとノアは、信仰の模

範としてあげられている(ヘブライ 11:4-7 参照)。彼らは、アブラハムとモーゼにご自分を啓示した神と同じである唯一の真の神を知り、礼拝し、信じていた。異邦人である大祭司メルキゼデクは、すべての信じる者の父であるアブラハムを祝福する(ヘブライ 7:1-17 参照)。イエス・キリストにおいて最終的に成就するのはこの救いの歴史なのであり、キリスドにおいて、すべての民族のための新しい決定的な契約が締結されたのである。

イエスの普遍的使命

21. 新約聖書をみると、わたしたちはそのなかに、イエスは、イスラエルの家の失われた羊を呼び集めるために自分が来たと公言しており(マタイ 15:24 参照)、さしあたり異邦人の所に行くことを弟子たちに禁じているということを見いだす(マタイ 10:5 参照)。しかしそれにもかかわらず、イエスは選ばれた民イスラエルに属さない男性や女性に対して、開かれた態度を示している。イエスは彼らと会話したりして、彼らがもっているよいものを認めている。百人隊長の心が信仰に開かれていることに感嘆し、イスラエルのなかでこれほどの信仰をみたことがないと言う(マタイ 8:5-13 参照)。また、「異邦人」のためにいやしの奇跡を行うが(マルコ 7:24-30、マタイ 15:21-28 参照)、これらの奇跡は神の国の到来のしるしである。さらに、イエスはサマリアの女と会話し、礼拝がもはや一定の場所に限定されず、真の礼拝者が「霊と真理をもって父を礼拝する時が来る」(ヨハネ 4:23)ことについて彼女に語る。こうしてイエスは、ただ一定の場所だけに限定されたものを越えて、キリストと聖霊とを同時にもととする普遍性に対する新しい視野を開いている。というのは、今は、御父が聖霊の力によって復活させた主イエスの体が新しい神殿だからである(ヨハネ 2:21 参照)。

神の国を告げ知らせるイエスの教え

22. そこで、その生涯のあかしによって証明されたイエスの教えは、イエス自身において神の国が世にやってくるということである。宣教活動の初めにイエスは、異邦人のガリラヤ地方で、「時は満ち、神の国は近づいた」と言う。さらにイエスは、この国に入るための条件を指摘する。「悔い改めて福音を信じなさい」(マルコ 1:15)。この宣言は、とくに選ばれた民に属する人々だけに限られているのではない。事実、イエスは、同時に歴史的であり終末的である神の国に異邦人が入ることをはっきりと予告する(マタイ 8:10-11、11:20-24、25:31-32、34参照)。それは、その到来のために祈らなければならない御父の国であり(マタイ 6:10参照)、イエス自身の国である。というのは、イエスは自分がその王で

あると公然と宣言するからである(ヨハネ 18:33-37 参照)。実際、人間となった神の御 子イエス・キリストのうちに、啓示と救いの充満、そして諸民族の願望の実現がある。

すべての人に及ぶ神の支配

23. 異邦人の宗教的生活とその宗教的伝統に関する新約聖書のいくつかの言及は矛盾しているように思われるかもしれないが、補足的なものとして理解できるものなのである。一方で、創造されたものをとおして神を知ろうとせず、偶像崇拝と堕落に陥った人々に対するローマの信徒への手紙の批判的判断がある(ローマ1:18-32 参照)。他方、使徒言行録は、リカオニア人への説教の場合においても(使徒言行録 14:8-18 参照)、アテネのアレオパゴスでの説教の場合においても、異邦人に対するパウロの積極的で開かれた態度を示しており、後者の場合、彼はアテネ人の宗教的精神をほめ、彼らが知らずに「知られざる神」として拝んでいたものを彼らに知らせた(使徒言行録 17:22-34 参照)。また、新約聖書のなかで知恵文学の伝統が、神の知恵、すべての人を照らす神のことば(ヨハネ 1:9 参照)、受肉してわたしたちの間にやどられた(ヨハネ 1:14 参照)イエス・キリストにあてはめられていることも忘れてはならない。

初期の教父たちの開かれた態度

24. 聖書以後の教会の伝統も対照的なデータを含んでいる。教父たちの書物から、当時の宗教界を批判する発言を容易に集めることができる。しかし、初期の伝統は注目に値する開かれた態度を示している。幾人かの教父は、新約聖書に反映された知恵文学の伝統を取り上げている。とくに、ユスティノス、エイレナイオス、アレクサンドリアのクレメンスのような二世紀や三世紀前半の教父たちは、明自にその言葉を使って、あるいは同じ意味を表す別の言葉を便って、神のみことばが諸民族のなかでまいた「種」について語る。したがって、この教父たちによれば、神がキリスト教の営み以前に、またその枠外でも、不完全にではあるが、ご自分をすでに現しておられたということができる。ロゴスのこの自己表示は、イエス・キリストによる完全な啓示をあらかじめ示すものであり、それをめざしたものである。

初期の教父たちによる歴史神学

25. 事実、初期のこの教父たちは、歴史神学と呼んでもいいようなものを提供している。 歴史が救済史となるのは、それをとおして神が徐々にご自分を示し、人類と交わるからであ る。神の顕現と交わりのこの過程は、神の子がイエス・キリストとして受肉したことによっ てその頂点に達する。それを示すためにエレイナイオスは、アダムにおいて、ノアにおいて、モーゼにおいて、そしてイエス・キリストにおいて、神が人類と結んだ「契約」を区別する。過少評価すべきでない教父たちのこの同じ思想の流れは、アウグスチヌスにおいてその最高点に達したといえる。彼は晩年の著作で、キリストの神秘が受肉以前にも普遍的に現存し、影響を及ぼしていたことを強調している。ご自分の救いの計画を実現して、神はご自分の御子において全人類に手を伸ばされた。こうしてキリスト教は、ある意味では、すでに「人類の初めに」存在していたのである。

第二バチカン公会議とその後の教会の開かれた態度

26. 第二バチカン公会議は、古代のこのキリスト教的歴史観との関係を結び直すことを望んだ。公会議後、教会の公の教え、とくに教皇ヨハネ・パウロニ世の教えは同じ方向へさらに進んでいる。まず教皇は、たとえば回勅『レデンプトル・オミニス――人間の贖い主――』で、他の宗教的伝統に属する人々の「確固たる信仰」が「キリストの神秘体のみえる境界の外側に働く真理の霊の結果」であるというとき、聖霊が彼らの生活のなかに能動的に現存していることをはっきりと認めている。回勅『生命の与え主』で教皇はさらにふみこんで、それに向けられてはいたが、キリスト教の営みに先だって、聖霊が普遍的に世界で働いていたことを断言し、同じ聖霊が今日でも教会のみえる体の外にも普遍的に働いておられることに言及している。

教皇ヨハネ・バウロニ世の発言

27. アシジでの世界平和祈祷集会の後、教皇ョハネ・パウロニ世はローマ教皇庁の役人たちへの演説で「すべての真の祈りは」、キリスト者であってもなくても「すべての人間の心のなかに神秘的に現存する聖霊によって引き起こされている」と断言して、もう一度、聖霊の普遍的な現存を強調した。しかしまた、同じ演説で教皇は、個人だけの間題を超えて、他の宗教的伝統や対話の実践に積極的に接近するための神学的基礎を一緒につくるおもな要素を思い起こさせている。

全人類の一致の神秘

28. まず、第一に、神によってご自分の似姿として創造されたすべての男女の共通の起源の結果、全人類は一つの家族となっているという事実がある。それに関連して、すべての人は、神において生きる命の充満という共通の目標へと召されている。さらに、人類のために

教いの計画は一つしかなく、その中心は、受肉によって「何らかの方法でご自分をいかなる 人とも結びつけてくださった」イエス・キリストである。最後に、他の宗教的諸伝統に属す る人々の宗教的生活における聖霊の能動的現存に言及すべきである。これらのことから、教 皇は結論として、「諸宗教の信仰告白が相違しているにもかかわらず」、アッシジではっき り現れた何からの「一致の神秘」について語ったのである。

救いはただ一つ

29. この一致の神秘から、救われるすべての人が異なる方法ではあっても、聖霊をとおしてイエス・キリストによる同じ救いの神秘にあずかるということが出てくる。キリスト者は信仰によってこのことを知っているが、他の人々はイエス・キリストが自分たちの救いの源であることを知らない。救いの神秘は、神の知っている方法で、キリストの霊の目にみえない働きをとおして彼らに及ぶのである。具体的にいえば、他の諸宗教の信奉者たちは、自分たちの宗教的伝統に含まれるよいことを誠実に実践することや自分たちの良心の声に従うことによって、積極的に神の招きにこたえ、イエスを自分たちの救い主としてまだ承認していなくても、イエス・キリストにおいて救いを受けるのである。

識別が必要

30. キリスト者であってもなくても、個人の生活における神の霊の実りは、容易に識別され うる(ガラテヤ 5:22-23 参照)。他の宗教的伝統に、その信奉者たちの神の招きに対する 積極的なこたえを支えうる恩恵の要素を確認することは、もっと困難なことである。そのた めに識別が必要であり、識別の基準を解明しなければならない。確かに、神の霊の影響を受 けた誠実な人々は、自分たちの宗教的伝統をつくりあげることや発展させることに決定的な 影響を与えた。しかし、だからといって、そこに見いだされるいかなるものもよいとは限ら ないのである。

31. 他の宗教的伝統に恩恵の要素が含まれるということは、そこに見いだされるいかなるものも恩恵の結果であることを意味しない。というのは、世のなかで罪が働き続けており、こうして、その槙極的な価値にもかかわらず、宗教的諸伝統が、時には悪を選びがちな人間精神の限界を示すからである。開かれた心で積極的に他の宗教的伝統に近づこうとする人は、それらの宗教とキリスト教の啓示の間に見いだされうるいくつかの矛盾を無視してはならな

い。必要なときには、キリスト教の根本的なある要素とそのような伝統のある点とが両立しえないことを認めなければならない。

対話は一つの挑戦

32. したがって、キリスト者は、開かれた心で他の宗教的伝統の信奉者との対話に入っても、彼らの信仰の内容を穏やかに間題にしなければならない場合がありうるというわけである。他方、キリスト者も、自分たちに対する疑問が提出されることを容認しなければならない。イエス・キリストにおける神の啓示の完全さにもかかわらず、自分たちの宗教に関するキリスト者の理解や実践は、ときどき浄化を必要とするかもしれない。

教会――教いの普遍的秘跡

33. 教会は、時が満ちたとき、キリストの神秘がその中心である神の救いの計画のしるしと道具となるために、神から望まれ、キリストによって設立されたものである。教会は「救いの普遍的秘蹟」であり、「救いのために必要」なものである。主イエス自身は「よい訪れ、すなわち神の国の到来をのべ伝えで」、教会の使命を開始されたのである。

教会――神の国の種であり始まり

34. 教会と神の国との関係は、神秘的で複雑である。第二バチカン公会議が教えているように、「神の国は何よりもまずキリスト自身のなかに示されている」。それにもかかわらず、主イエスから神の国を宣言する使命を受けた教会は、「地上におけるその国の種と始めである」。それと同時にまた教会は、「徐々に成熟しながら、完成された国を渇望している」。こうして、「神の国は教会から切り離されない。なぜなら、両者ともイエス自身とその働きから切り離されないからである。(中略)したがって、教会がただ歴史の不完全な次元だけに属するものであるとし、神の国が救いの神的な計画の終末的な完成であるとして、前者を後者から切り離すことは不可能である」。

すべての人は教会に関係している

35. 他の宗教的伝統に属する人々は、神の国が「神秘的に」そこに現存している秘跡としての教会に関係しており、それへと秩序づけられている。というのは、自分たちの良心に感じられる神の招きにこたえる限り、彼らがイエス・キリストによって救われるのであり、こうして神の国が意味している現実に何らかの方法ですでにあずかっているからである。それ

に奉仕するものである教会の使命は、「我らの主と、そのメシアのものとなった国」(黙示録 11:15)を成長させることである。したがって、教会の役割の一部分は、この国の不完全な開始が教会の枠外にも、たとえば、福音的な価値に生き、聖霊の働きに対して開かれている限り、他の宗教的伝統の信奉者たちの心のなかにも見いだされうるということを認めることである。しかし、それが実に未完成なものであって、キリストの国と関係づけられることによって完成されるべきものであることを忘れてはならない。キリストの国はすでに教会に現存しているが、来世においてのみ完全に実現されるのである。

旅する教会

36. 教会は地上で常に旅するものである。神によって設立されたものとしての教会は聖なるものであるが、それに属する人々は完全ではなく、人間としてのさまざまな限界をもっている。だから、救いの秘跡としての教会の透明さは曇らされている。それゆえに、教会に属する人々だけでなく、教会そのものも、「地上の人間の制度である限り」絶えず刷新され、改革されなければならない。

救いのための対話

38. 以上のことを念頭におけば、なぜ、またどのような意味で、他の宗教との対話が教会の福音宣教の使命の本質的な一要素であるかは理解しやすくなる。教会が対話に取り組むことの根拠は、ただ人間学的なものではなく、おもに神学的なものである。神は、長年続く対話をとおして人類に救いを提示してきたし、今でも提示し続けている。だから教会は、神のイニシアチブに忠実にこたえるために、すべての人とともに救いのための対話に従事しなければならない。

他宗教の人々との対話

39. 教皇パウロ 6 世は、最初の回勅『エクレシアム・スアム』でこのことをはっきりと教えた。教皇ヨハネ・パウロ二世も、他の宗教との対話への教会の任務を強調し、そのための根拠として同じことを指摘している。諸宗教評議会の 1984 年の総会の参加者への演説で教皇は、「すべての人に対する現存と尊敬と愛という自らの固有の方法で神の計画に協力するように召されている教会にとって、(他宗教との)対話は根本的なものである」と言明した。教皇はさらに、「キリストの弟子たちは、その生活と仕事において人々と密接に結ばれて、キリストを十分に宣言することができない場所でも、その他の人々に対してキリストの

真のあかしをたて、その救いのために働くことを望む」という『教会の宣教活動に関する教 令』の言葉への注意を促した。そしてそのまえに、「対話の場所は、救いをもたらす教会の 使命のなかである。だから、それは救いの対話なのである」と語った。

より深い次元に導く対話

40 この救いの対話において、キリスト者とその他の人々は、どこにでも現存し、働いている復活した主の霊に協力するように召されている。諸宗教間の対話の目的はただ相互理解や友情関係だけではない。それは、霊の次元というはるかに深いレベルに達するものであり、その場合の交換と分かち合いは、相互に自分の信仰をあかしし、それぞれの参加者の宗教的確信をともに探求することを意味する。対話するとき、キリスト者とその他の人々は、自分の宗教心を深め、神の呼びかけやその恵み深い自己譲渡にますます忠実にこたえるように召されているが、わたしたちの信仰がわたしたちに教えるように、神のこの自己譲渡はいつも、イエス・キリストの仲介とその霊の働きによって行われる。

神への回心に導く対話

41. 神に向かって皆がより深く回心するという上述の目的があるので、諸宗教間の対話には固有の価値がある。この回心の過程で、「別のものへ自分を向けるために、自分の以前の霊的、あるいは宗教的立場をやめるという決定が起こりうる」。試実な対話は、一方で、相違点あるいは反対の意見さえ互いに容認し合うことを意味し、他方、自分の良心に従って行われた、人の自由な決定を尊重することを意味する。しかし、公会議の次の教えを念頭におくべきである。「すべての人は、真理、とりわけ神とその教会に関する真理を探究し、それを知ったうえは、それを喜んで受け入れ、保持する義務がある」。

対話の諸形態

- 42. 諸宗教間の対話には種々の形態がある。諸宗教評議会が 1984 年に発布した文書にあげられているものを想起させることはあながち無益なことではないだろう。この文書は、優劣の順序を決めるつもりなしに四つの形態について語る。
 - 1. 生活の対話。それはすなわち、喜びと苦しみ、人間としての間題や心配を分かち合いながら、人々が開かれた心で隣人として生活するように努めるときのことである。

- 2. 行動の対話。それは、キリスト者とその他の人々が、人々の十全たる発展と解放の ために協力するときのことである。
- 3. 神学的意見交換の対話。それは、専門家たちがそれぞれの宗教的遺産の理解を深め、互いに相手の霊的な諸価値を評価するように努めるときのことである。
- 4. 宗教的体験の対話。それは、それぞれの宗教的伝統に根差している人々が、祈り、 瞑想、信仰、神あるいは絶対者を探究する方法などに関する自分たちの霊的な宝を 分かち合うときのことである。

互いに関連する対話の諸形態

43. 対話には以上のような諸形態があることを忘れてはならない。神学的意見交換だけに限られるとすれば、対話は教会の使命にとって贅沢品のようなもので、専門家だけの仕事であると容易にみなされることになりうる。反対に、教皇とそれぞれの司教に導かれて、すべての地方教会と、それらの教会のすべての信者が、皆同じ仕方ではないが、対話するように召されている。さらに、対話の諸形態が互いに関連していることも明らかである。日常生活の接触と共同行動への参加は、普通、人間的価値や霊的価値の促進のための協力を招くであろう。また、それらのことは、生活の状況によって必ず人の心に引き起こされる根本的な諸間題にこたえる宗教的な諸体験についての対話にも導きうる。宗教体験の分かち合いによって神学的な討論がいっそうよく生かされることがありうるし、逆に、その討論は体験に光を与え、いっそう密接な接触を奨励することができる。

対話に必要な平衡感覚

47. 対話するためには、キリスト者も他の伝統の信奉者たちも、調和のとれた姿勢を取るべきである。対話する人々は、あまりに単純な者でも、極端に批判的な人でもなく、他人を受け入れ、開かれた態度をもっている人であるべきである。すでに述べたように、利己心と偏見を退け、意見の相違を認め、反対意見が現れうることをも認めなければならない。さらに、一緒に真理を重視する決意と、出会いによって自分が変えられる可能性を認める用意も、対話のために必要な条件である。

対話に必要な宗教的確信

48. このことは、対話に入る人々がそれぞれの宗教的確信をさておくべきであるという意味ではない。反対に、諸宗教間の対話を誠実に行うためには、参加者たちは自分の信仰を完全に保ちながら対話に入らなければならない。それと同時に、キリスト者たちは、神と人間の間の唯一の仲介者であるイエス・キリスト (1 テモテ 2:4-6 参照) において自分が啓示の充満を受けたことを固く信じながら、何らかの方法で神が他の諸宗教の信奉者にもご自分を示されたことを忘れてはならない。だからキリスト者は、開かれた精神をもって他者の確信と価値に接近しようとしなければならないのである。

対話において起こりうる困難

51. 単なる人間的なレベルでも、対話することは決して容易なことではない。諸宗教間の対話は、いっそう困難なことである。起こりうる障害に気づいていることが大切である。起こりうる障害のうちのあるものは、同様にあらゆる宗教的伝統に属する人々に当てはまり、対話の成功の妨げとなる。それとは別のあるものは、とりわけ特定の宗教的伝統と対話しようとしているときに起こりうるものであり、対話の過程を始めることを困難にする。おもな障害のなかからいくつかのものをここに指摘しておこう。

対話を困難にする人間の側のさまざまな要因

52.

- 1. 自分の信仰が十分に根づいていないこと。
- 2. 他の宗教の教義や実践を十分に知らず、理解していないことは、その宗教の意義を 評価することを妨げ、場合によって それを歪曲してとらえさせること。
- 3. 教育水準の相違や使用される言語の相違から生じてくる文化的相違。
- 4. 社会的、政治的要素や、過去の残した後遺症。
- 5. 回心、洗礼、対話などのような言葉の意味についての誤解。
- 6. 防御的あるいは攻撃的な態度へ導く自信過剰や柔軟性の欠如。
- 7. 諸宗教間の対話の価値に関する確信が欠如していること。ある人々はそれを専門家 だけの仕事とみなし、ある人々は信仰の弱さを示すもの、あるいは、信仰を裏切る ものとさえみなすことがある。
- 8. 対話する相手の動機についての疑問。

- 9. 宗教的確信を表すときの論争的精神。
- 10. しばしば政治的、経済的、人種的、民族的要因のゆえにいっそう深刻なものとなる 不寛容と、対話をしようとする心が欠けているために相手を挫折させてしまうおそ れがあること。
- 11. 現代世界の宗教的な状況にみられるいくつかの待色。たとえば、増していく物質主義、宗教に関する無関心、混乱をもたらし新しい間題を引き起こす新宗教の氾濫。
- 53. 我これらの障害の多くは、諸宗教間の対話の真の意味と目的に関する誤解から生じてくるものである。だから、この意味と目的とを絶えず説明しなければならない。忍耐は大いに必要である。教会の対話する決意は、相互理解を得、互いに豊かになる実際の成果に左右されるはずがないことを念頭におくべきであり、それはむしろ、人類と対話し始めてくださった神のイニシアチブと、その生活と死と復活によって対話の決定的な表現を示してくださったイエス・キリストの模範に由来するものなのである。

対話の可能性

54. さらに、さまざまの障害が実際にあるからといって、対話の可能性を過少評価したり、すでに得られた成果を見過ごしたりしてはならない。相互理解と積極的な協力は進歩してきている。対話はまた教会自体にも積極的な衝撃を与えた。他の諸宗教も、対話をとおして刷新へ導かれ、いっそう開かれた態度を取るように促された。諸宗教間の対話は、福音の諸価値を他の人々にも分かち与える可能性を教会にもたらした。だから、困難なことがあるにもかかわらず、教会の対話する決意は、依然として不動で不可逆的なものである。

(ペトロ・メネシェギ訳、カトリック中央協議会発行、1993年)